

規制の事前評価書

法令案の名称：重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：警察庁警備局警備運用部警備第一課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

最近における小型無人機等をめぐる状況に鑑み、重要施設に対する危険を未然に防止するため、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を拡大するとともに、対象施設及びその指定敷地等（以下「レッドゾーン」という。）の上空以外の対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の違法な飛行を行った者に対する罰則を設けるなどの措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）の制定当時に市販されていた主なドローンの最大映像伝送距離は、市街地の場合、200 メートルから 300 メートル程度までであったのに対し、現在市販されている主なドローンの最大映像伝送距離は、500 メートルから 10 キロメートル程度まで拡大しているほか、携帯電話網（いわゆる 4 G 及び 5 G）を利用して操縦するドローンであれば、当該携帯電話網エリア内全域（場合によっては全国）で映像を伝送してドローンを飛行させることが可能である。また、法制定当時に市販されていた主なドローンの最高飛行速度は時速約 50 キロメートルであったのに対し、現在市販されている主なドローンの最高飛行速度は時速 70 キロメートルから 80 キロメートル程度まで向上しているほか、海外製のドローンの一部機種では時速 150 キロメートルの飛行が可能なものもある。
- 法制定当時、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域のうちレッドゾーン以外の場所（以下「イエローゾーン」という。）の範囲が、レッドゾーンの周囲「おおむね三百メートル」とされた理由については、レッドゾーンに向けて飛行させる操縦者はレッドゾーンの境界から 300 メートルの範囲内に所在している可能性が高いことを前提に、警察官等が操縦者を検索・発見し、法第 11 条第 1 項の規定に基づき対象施設に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずること（以下「措置命令」という。）ができるようにするためであった。
- この点、ドローンの性能向上により、イエローゾーンの範囲外からドローンを操縦し、レッドゾーンの上空を飛行させることが容易に可能となっており、警察官等が操縦者を検索・発見し、措置命令を行うことが困難となっていることに加え、高速で飛行するドローンに対し、300 メートルのイエローゾーンの範囲では、ジャミングガン等の対処資機材を用いた対処に必要な時間的猶予を確保することが困難となっている。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

上記課題を解消・予防するため、法を改正し、対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を、レッドゾーン及びその周囲「おおむね三百メートル」から「おおむね千メートル」に拡大することとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を、レッドゾーン及びその周囲「おおむね千メートル」よりも狭くすることも検討したが、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点を踏まえつつ、現在のドローンの性能を前提とすれば、重要施設に対する危険を未然に防止するための必要最小限の規制として、その範囲を「おおむね千メートル」とするのが妥当であると判断した。

＜その他非規制手段の検討状況＞

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

既に実施している各種広報啓発活動を強化し、小型無人機等の飛行を行う者に対して、対象施設周辺地域の上空における飛行が禁止されていることを周知徹底しつつ、新たにレッドゾーンの周囲「おおむね千メートル」の飛行が禁止されていない地域の上空における飛行の自粛を働き掛けることが考えられる。

しかしながら、このような非規制手段では、テロリストやローン・オフエンダー等のドローンを悪用した犯罪を企図する者に対しては効果がないため、対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲をレッドゾーンの周囲「おおむね千メートル」に拡大することにより、その上空における小型無人機等の飛行を禁止した上で、その上空を違法に飛行する小型無人機等に対して、警察官等が法第 11 条の規定に基づき、ジャミングガン等の対処資機材を用いた対処を行うことにより、重要施設に対する危険を未然に防止し、法の目的を達成する必要がある。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を、レッドゾーン及びその周囲「おおむね三百メートル」から「おおむね千メートル」に拡大することにより、ドローンへの対処に必要な時間的猶予を確保することが可能となり、法の目的である国政の中枢機能の維持等に資することができる。
- なお、この効果については、本改正後の法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、法に違反した者の検挙件数等を把握することにより、定量化することとする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

○ 都道府県公安委員会への通報

法第10条第3項の規定により、同条第2項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報することが義務付けられている。したがって、対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大により、通報件数は増加することが見込まれ、それに伴って一定の遵守費用が発生すると考えられるものの、通報件数がどの程度増加するかについては、本改正後の法の施行後に初めて判明するものであり、具体的な費用の算出は困難である。

参考までに、令和6年中の都道府県公安委員会への通報件数を基に、令和6年中に生じた遵守費用を以下のとおり推計した。

$$3,170 \text{ 件} \times 1 \text{ 時間} (\text{※1}) \times 1,289 \text{ 円/時間} (\text{※2}) = 408 \text{ 万 } 6,130 \text{ 円}$$

※1 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】」3(1)ウ

※2 「令和7年職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」における「職業計」の基準値

<行政費用>

○ 都道府県公安委員会への通報の受理

遵守費用と同様に、通報件数の増加に伴い、一定の行政費用が発生すると考えられるものの、具体的な費用の算出は困難である。

参考までに、令和6年中の都道府県公安委員会への通報件数を基に、令和6年中に生じた行政費用を以下のとおり推計した。

$$3,170 \text{ 件} \times 0.5 \text{ 時間} (\text{※3}) \times 1,392 \text{ 円/時間} (\text{※4}) = 220 \text{ 万 } 6,320 \text{ 円}$$

※3 「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル【原単位データ等資料】」3(2)イ

※4 「令和7年職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」における「06101 警察官、海上保安官」の基準値

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

「違法なドローン飛行対策に関する検討会」において取りまとめられた「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」に記載のとおり、有識者からの主な意見は以下のとおりである。

- ・ ドローンの利用方法として、空撮（報道、番組、宣伝、測量、点検、警備及び捜索）、輸送（物流、医療機器の緊急輸送及びケーブルの敷設）、投下（農薬散布、播種及び消火）、中継（通信の中継及び遠隔操作の中継）及びサンプリング（放射線計測及び空中計測）が挙げられるが、最近では、都市部においても、外壁の点検や高所に設置された看板の点検等、様々な用途で活用されるなど、重要な社会インフラになっている

ことから、テロ等に悪用されることへの対策としての規制強化と、一般の利活用促進とのバランスを図る必要がある。

- ・（警察では、単一の警備手法ではなく、各種対処資機材を活用した複数の警備手法を組み合わせた多重防護により対処していることに関して）対処に必要な時間的猶予を確保する観点からは、（時速 150 キロメートルで飛行するドローンは、24 秒間で 1,000 メートルの距離を飛行することから）対象施設周辺地域の範囲を「おおむね千メートル」に拡大することが妥当ではないか。
- ・ 対象施設周辺地域の範囲について、対処に必要な時間的猶予を十分に確保する観点やドローンの性能向上等に伴う攻撃形態の変化に的確に対応する観点からは、1,000 メートルよりも広くすべきと考えられるが、国民の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点を踏まえつつ、現在のドローンの性能を前提とすれば、現行の 300 メートルからの引上げ幅としても、「おおむね千メートル」とするのが妥当であると考えられるが、今後の更なるドローンの性能向上によっては、将来的に見直しが必要となる可能性もある。
- ・ 国民の理解が得られるよう広報啓発活動を推進することはもとより、通報手続に従事する警察職員等に対して制度の内容が浸透するよう、周知徹底を図る必要があるのではないかと。

＜関連する会合の名称、開催日＞

違法なドローン飛行対策に関する検討会【全 3 回】（令和 7 年 10 月 7 日、同年 11 月 14 日、同年 12 月 18 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

警察庁ウェブサイト「違法なドローン飛行対策に関する検討会」

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/council/council.html>

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本改正については、施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。